

「琉球処分」論と歴史意識

大里, 知子 / OSATO, Tomoko

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

38

(開始ページ / Start Page)

337

(終了ページ / End Page)

384

(発行年 / Year)

2012-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007974>

「琉球処分」論と歴史意識

大里 知子

はじめに

〈薩摩侵攻四〇〇年・琉球処分一三〇年〉——二〇〇九年は薩摩・島津軍が琉球王国に侵攻し征服した一六〇九年から四百年目にあたり、また明治政府による一連の「琉球処分」の過程において琉球処分官たる松田道之が数百人の警察官や熊本鎮台分遣隊とともに首里城にのりこみ「琉球藩」（明治政府は一八七二（明治五）年琉球国王尚泰に冊封詔書を公布し「琉球藩」とした）の廃止と沖縄県の設置を宣言した一八七九（明治一二）年から百三十年目にもあたり、沖縄にとって大きな二つの節目に当たる年として、県内では「薩摩侵攻」と「琉球処分」というテーマを軸にあらためて琉球・沖縄史を問い直す試みが様々になされた。

そして同年はこれらの歴史的な節目の年というだけでなく、期せずして沖縄の現代史においても大きな転換の年となった。それは、長年懸案となっていた米軍普天間飛行場の移設先について、政権交代を目指す政党の代表が選挙戦において初めて公に「最低でも県外」と公約したことに端を発した。しかし、総選挙時にこのような発言を繰り返していた鳩山由紀夫は首相就任後、徐々に論調を変化させていき、沖縄県内では二〇一〇年四月二五日に「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と、県内移設に反対し、国外・県外移設を求める県民大会」が超党派で開催され約九万人もの参加者を集めたにもかかわらず、五月二八日には、移設先を沖縄県名護市辺野古先周辺とする日米合意が発表され、その内容を確認する閣議決定が行われた。総理大臣による「裏切り」により沖縄県内では当然のことながら激しい憤りと失意がみられ、その後ほどなく鳩山政権は退陣に追い込まれたが、民主党政権は二〇一一年末現在、日米合意を堅持するという態度をとり続けている。

このような政府の行為は現実問題としての「沖縄の歴史」を沖縄の人々にまたもや思い起こさせることになった。昨今の、沖縄Ⅱエンターテイメントの発信地というイメージのもてはやされぶりは、多くの沖縄の人々に「沖縄を誇りに思う」という感情を抱かせ、もはや「ヤマト」「内地」「本土」から「差別」を受けた歴史は過去のこととなり、「差別構造」を覆い隠しながら、差別する側もされる側も「差別」の存在を意識の外へ追いやっていった。しかし、沖縄がいくら声をあげても政府は結局米国との関係を優先し、多くの「本土」に住む人々は沖縄の抱える問題に関心を示さないという事実

は、沖縄の人々に「差別の歴史」は終わっていないかったということをはっきりと突きつけることとなり、一時期あまり目にするのがなくなっていた「第三」「第四」「第五」…の「琉球処分」という言葉、さらに「沖縄差別」という言葉が叫ばれるようになってきている。

二〇一〇年に亡くなる直前まで、沖縄の抱える課題について発言し続けた屋嘉比収は、このような状況に対し、「琉球処分自体を歴史の現在に読み直していく、再創造していく」必要があると表現した。今まさに「琉球処分」を現在に読み直さざるを得ない状況にあるなかで、これまで沖縄の人々にとって「琉球処分」とはどのような歴史的経験として語られてきたのか、近代以降の沖縄の歴史のなかで繰り返し「創造」されてきた「琉球処分」像の変遷と、今なお「琉球処分」を問い直す意味を考えてみたい(本文中敬称は略す)。

I 二つの基本文献と伊波普猷による歴史認識

「琉球処分」の歴史的過程を描こうとする時、まずもって基礎的な史料となったのは『琉球処分』(内務省編)と『琉球見聞録』(喜舎場朝賢著)の二つの文献である。

まず、一八七九(明治一二)年当時内務大書記官であった松田道之を中心に内務省が編纂した『琉球処分 全三冊』及び『琉球処分提綱』については、松田自身が「伊藤内務卿ノ命ニ依リ琉球処分ニ

関スル事績ヲ編纂シ題シテ琉球処分ト曰フ」と記しているように、その内容は、「琉球処分起源」（一八七二年に伊地知貞馨と奈良原幸五郎（繁）が鹿児島県の命を受け「国王」に面接し、「琉官」に「宇内ノ形勢」を「懇々説得且威シ且諭」したこと、「台湾ノ土蛮八重山人数十名ヲ殺害セリトノ説」などについての伊地知の復命書）、「処分始末」の抜粋、第一回から第三回の松田による「奉使琉球始末」その他、官省の記録から抄出したものをほぼ編年体に編纂したものである。²したがってこれは、「琉球処分」に関する歴史書というものではなく、いわば官公庁の内部参考資料として版にしたもので、おそらく製本数も多くはないと推測され、一般に手に取ることが出来るようなものではなかつた。³

このような理由から、『琉球処分 全三冊』は長い間ごく限られた範囲でしか存在を知られていないものだったが、一九六二年『明治文化資料叢書第四巻 外交編』に収録され、風間書房から刊行された。⁴戦後、米軍占領下にある沖縄の所属問題が注目されていくなかで、この刊行によって「琉球処分」という言葉が歴史用語として使われ始めただけでなく、単なる廃藩置県として捉えられていた「琉球処分」を分析する視点が外交、内政の両面において広がっていった。さらに、一九六五年より刊行事業が開始された『沖縄県史』の通史編・各論編、または『那覇市史』の通史篇において沖縄史における近代の始まり、すなわち日本国への併合の過程が「琉球処分」という言葉を以て描かれたこととで、歴史用語として定着していったかにみえる。⁵

もうひとつの基本文献は、琉球側から同時代的に「琉球処分」を記録した喜舎場朝賢による『琉球見聞録』である。『琉球見聞録』の序文には「大日本明治十二年、大清光緒五年、尚泰王三十二年、歳次己卯季冬」の記述があることから、同著がまとめられたのは内務省編の『琉球処分』とほぼ同時期だと考えられるが、書籍として出版されたのは一九一四（大正三）年のことであった。⁶⁾

喜舎場朝賢は、琉球国王尚泰の側仕として一八七二（明治五）年の維新慶賀使の一員として上京するなど、一八七九（明治一二）年の沖繩県設置にいたるまでの過程を直接「見聞」し、王府内の記録をまとめることが出来た人物である。比嘉春潮によれば、「処分官松田道之と藩王尚泰・摂政の伊江王子・三司官浦添親方・池城親方・富川親方らの間になされた」「応対弁論」の際に「言語の相違による不理解を避け、且つ後証のためもあつて書翰⁷⁾候文をもつてした、いわば筆談」を執筆したのが喜舎場で、「この点からしても琉球処分の史料として第一級」のものであるという。⁷⁾ また、『明治文化資料叢書第四巻 外交編』を編集した下村富士男は解題のなかで『琉球見聞録』について言及し、「琉球の立場から明治政府の琉球廢藩置県をその直後叙述したものである。したがって『琉球処分』にない琉球側の記録や叙述がある」と、史料としての『琉球処分』と『琉球見聞録』の違いを指摘した。⁸⁾

近年、「琉球処分」を捉えなおすために、琉球側⁸⁾「処分された側」の史料として喜舎場の『琉球見聞録』を再評価しようという研究が波平恒男によってなされている。波平は「既存の研究成果の欠

陥や欠落」を埋めるための取り組みとして次のように述べている。

喜舎場の『琉球見聞録』を主な題材にすることによって、権力者の視角からは見えてこない、この歴史過程に巻き込まれた琉球の人々（正確には琉球の士階級）の行動と意識の世界を内在的に明らかにすることを試みたいと思う。「中略」「歴史は強者が書く」とはよく言われることだが、幸いにもわれわれには弱者が書いた歴史記録が残されているのであるから、総体としてのより深い歴史認識のためにその史料的价值をできるだけ汲み出すことを試みたい⁹⁾

波平の意図するところは、「処分される側」＝「弱者」の視角を強調しつつも、「歴史的相対主義を標榜して客観性への志向を放棄する」ものではなく、むしろ「歴史の両面性・多面性をできるだけ正確に、つまりは公平で客観的に、考察していくこと」である¹⁰⁾という。歴史叙述における「公平性」や「客観性」の問題はひとまず置くとして、これまでも幾度となく繰り返されてきた沖縄と日本の二項対立的見方からすると、確かに喜舎場は琉球側から見た「琉球処分」を記録したには違いないが、同時に伊波普猷が『琉球見聞録』の「序に代へて」に書いた次のような喜舎場に対する賛辞にも留意が必要だろう。

当時の琉球人がもし第三者の位地に立つて、自分の立場を観察する事が出来たら、彼等は廃藩置県によつて他府県同様 明治天皇の仁政に浴し、その上三百年間取上げられた個人の自由や権利を獲得し、個人の生命や財産の安全を保証されたことを心ひそかに喜んだであらう。『琉球見聞録』の著者喜舎場朝賢氏の如きは、確かに第三者の位地に立つて時勢を達観した識者の一人である。しかし彼と同時代の人々は飽くまでも破壊された「王国のかざり」を夢みて泣き叫び、復活した琉球民族の大飛躍に想らなかつたのである。¹¹

伊波にとつて喜舎場は、「破壊された」琉球王国をみて泣き叫んでいる同時代人とは明らかに違い、むしろそのような新時代に適応できない頑迷固陋な「琉球国人」の存在を知らしめ、それらの「琉球国人」をいわば反面教師として感じさせる役割を担つたとみることもできる。

「琉球処分」を「処分した側」すなわち政府が編集した史料から無自覚に描くことによつて、「権力関係に規定された歪曲がそのまま歴史の通説と化して」しまう危険性があることは波平の指摘の通りである。¹²しかし一方で、『琉球見聞録』が刊行された当時、喜舎場の描く「琉球国人」の姿が、「天皇の仁政」を理解できなかつた頑迷固陋な人々として受け取られていたとすれば、『琉球見聞録』は喜舎場の意図にかかわらず、政府が描き導こうとした「処分の恩恵」的な史観を補完するものとして読まれたかも知れないという点も勘案するべきではないだろうか。

『琉球見聞録』は後進の真境名安興、伊波普猷、東恩納寛惇らの歴史論考執筆の際に参照され、「琉球処分」を描く上での基礎文献になったことは間違いないが、その史料的价值の高さと比較して喜舎場の名前自体は埋もれていつてしまった。それとは対照的にその後の「琉球処分」認識に多大な影響を与えたのは、その『琉球見聞録』に序文を寄せた伊波普猷であった。現在では繰り返しとりあげられることによって大変有名になっている「琉球処分は一種の奴隷解放也」というこの序文には次のような記述がある。

今から三百年前（即ち慶長役以前）の琉球人は純然たる自主の民であつた、「中略」しかしながら両大国の間に介在するの悲しさ、彼等はいつしか奴隷の境遇に沈淪して、充分にその天稟を發揮することが出来なくなつた。「中略」そも／＼島津氏の琉球征伐の動機は、利に敏き薩摩の政治家が、「中略」琉球の位地を利用して日支貿易といふ密貿易を営まうとしたのにある。だから島津氏は折角戦争には勝つたが、琉球王国を破壊するやうなことをせず、「王国のかざり」だけは保存して置いて之を密貿易の機関に使つたのである。「中略」兎に角島津氏の琉球に対する態度は、支那思想にかぶれて「御国元」に疎遠になる者があたら、さうかけ離れてはいけなないと警戒を与へ、日本思想にかぶれて「御国元」の人を気取る者が出たら、さう接近し過ぎて困ると注意を与へるといふ風であつた。手短に言へば島津氏は琉球人がいつもちゆうぶらりで、頗る曖昧な人類であることを望んだ。これその密貿易の為に都合がよかつたからである。「中略」これやがて殖

民政策である。奴隷制度である。¹³⁾

ここにみられるような伊波の近世琉球認識について豊見山和行は、①近世琉球は薩摩藩によって「密貿易の機関」として利用するために「王国のかざり」（王国の形式）だけが残されたこと ②薩摩藩は、琉球国内において親中国的存在（支那思想）、親薩的存在（日本思想）のいずれに対しても牽制したこと ③薩摩藩の政策は、琉球人を「ちゅうぶらり」で「曖昧な人民」に仕立てる「植民政策」＝「奴隷制度」であったと整理し、これらの点が「現在の研究では何れも批判的に検討・克服されている」にもかかわらず、今なお「伊波の近世像の焼き直しに過ぎない見解がときおりくり返される」と指摘している。¹⁴⁾

今も根強くイメージされている伊波が形作った近世琉球史像と「琉球処分」像、すなわち、近世を通じて島津に「思ふ存分搾り取られて」、王国は「かざり」だけのものになり、アイデンティティーも「ちゅうぶらり」にさせられ、経済的にも政治的にも精神的にも「奴隷」となりさがつてすっかり主体性を失った琉球人が、明治政府による「琉球処分」によって「解放」された（もしくは「解放」されたはずだ）という歴史認識の枠組みは、その後、特に一九五〇年代までの「沖縄学」の歴史像に多大なる影響を与えていくとともに、戦前戦後を通じて経済的搾取の問題、アイデンティティーや主体性の問題、民族統一の問題、などの論題を提供することとなった。

戦後の「琉球処分」研究は、これら『琉球処分』『琉球見聞録』の基礎史料を分析することを軸に展開していき、その際の枠組みは、伊波普猷が提示した歴史認識に強く影響されたものだった。伊波以来の「沖繩学」の流れと「復帰」への問題意識とがからんで、「琉球処分」は「民族統一」の問題としてあったかのような前提で議論がすすめられた。しかし今日、「琉球処分」を問い直そうとする場合は、「復帰」の際に「琉球処分」における「民族統一」の問題がさかんに論じられたことと、伊波が「琉球処分」によって描こうとした「民族」の問題、そして、そもそも明治政府が「琉球処分」の際にどの程度「民族」の問題を重視していたのかという問題は、はっきりと分けて論じられるべきものである。また同時に「民族」という概念が時代によってどのように規定され、また使用した当人がどのような意図を込めていたのか、もしくは厳密な定義を意識して使用したのか、という点も考慮する必要がある。

伊波の時代、そして戦後の「復帰」の問題を抱えた時代、それぞれに、なぜ「民族」の問題が重視され論じられてきたのかというテーマは、近代以降どのような「琉球処分」像を創ってきたかという論点と切り離して考えることは出来ない。時代によって創造されてきた「琉球処分」像の理解の上でこそ、その時々の沖繩における「民族」の問題を論じることができるのであって、概念としての「民族」を「歴史」と切り離して抽出することは大変危うく難しい作業と言わざるを得ない。

II 「琉球処分」と「事大主義」の克服

『琉球見聞録』が刊行された大正期から昭和初期にかけて、言論人としてさかんに沖縄社会の問題について発言していたのが太田朝敷であった。太田は「噓する事まで他府県通りにする」というフレーズが、いわゆる「クシヤミ論」として独り歩きして有名になり、積極的な同化主義者として論じられてきた。しかし、『太田朝敷選集』の刊行を機に比屋根照夫、伊佐真一、石田正治という諸氏によってあらたな太田論が展開され、必ずしも同化主義一辺倒ではないジャーナリスト、知識人としての側面が描かれるようになった。¹⁶ここでは、太田の経世論、沖縄社会への批評について、太田の「琉球処分」に対する認識と「事大主義」の克服への取り組みという側面からみていきたい。

太田は一九一三（大正二）年三月に『琉球新報』で連載した「通俗政談」において、沖縄県民の政治思想が発達しないのは多年「恐官病」に侵され、「役人にどんな無理な事されても只恐れ入ってばかり居る」からだとして、その「病原」を①廃藩置県の事情 ②事大的精神 ③社会上における中心勢力が形成されなかつたこと、の三点にあると論じた。このうち①の「廃藩置県」については、「他府県では版籍奉還と云ふので自動的に行はれた」のに対し、沖縄県はそうはならなかつたとして次の

ように述べた。

時機も八九年後れた上に其交渉に三四年も時日を費やし到頭政府から強制的に断行さるゝことになつた、形式的から云へば日本領土内の政治上の振合を更へたと云ふに過ぎないが實質は征服である、土地が懸離れて居る為言語風俗も多少異なり全国と意思の疎通も欠き、殊に支那から冊封を受けたと云ふ様な歴史もあつたので本県民と他府県民との間には国民と云ふ思想の上に高い障壁が築かれたのである、本県人内地人と云ふ差別観は此障壁を以て劃られたのである¹⁷⁾

太田は、沖縄県における「廃藩置県」は明治政府が強制的に行つた「實質は征服」であり、その後の支配の在り方も「差別観」「蔑視」をともなつた「威圧」と「懐柔」(「旧慣温存政策」)のことを指すと思われれる)とが「撞着」しながらも維持されていく、あたかも植民地的支配といふべき現状にあることを憂へた。

また、②の「事大的精神」、③の「社会上における中心勢力」については次のように述べた。

閩県萃つて食客の地位に墮落し上流人士の勢力と云ふも毫も頼むに足らず政治上の権力と共に社会上の勢力まで県人の手を離れて仕舞つたから県人相互の信頼心が段々薄くなるのは当然である、既に相互の信頼がな

いとすれば、さなぎだに中世以来漸次旺盛になった事大的精神がますます枝を拡げるのは此亦当然である、此点より云へば恐官病の間接の原因であるが社会の結帯を緩めたと云ふ方から見ると矢張り直接の原因である¹⁸⁾

他府県人に対して「大国の人だから」と引け目を感じ、競争しようとも思わず、ひたすら「事大主義」に陥ってしまったのはなぜか。県民こそって「食客の地位」に墮落することで「上流人士」の勢力までもが社会上の立場を抛棄し、政治上のみならず社会上の勢力まで県人の手を離れてしまい、「中世以来漸次旺盛になった事大的精神」がますます枝を揚げたのはなぜか。太田は沖繩社会を「診断」し、これらの原因である「恐官病」の病源を絶つことこそが緊要だと訴えたのである。

また、ここにみられる「中世以来」の「事大的精神」という表現からは伊波の近世琉球認識同様、太田も沖繩の近世について、「薩摩の附庸ともいはれ、支那の属邦とも見なされた、実に得体の知れぬ」曖昧の地位におかれており、そのことが漸次「事大的精神」を植え付けていったという歴史認識をもっていたことがみてとれる。しかし太田にしてみれば、いかに沖繩が他府県から「特有の弱点」や「固有の民族性の当然の発露」や醇化されない「古い時代の因習」を批判されようと、とにかく制度上は完全に「日本内地の一地方」として置かれてるのだから、「吾々県民のみ他府県の諸君から差別眼で見られるのは、苟くも人並の自尊心を有するもの、到底堪え得べきものではない」のだ¹⁹⁾。この他府県人からの「差別」の問題について太田は次のように怒りを顕わにする。

他府県の諸君の観念中には、沖繩人は北海道のアイヌ同様、他の地方人と種族が違ふ、即ち大和民族とは全く別種の民族であるといふ観念が、意識的にか無意識的にかこびりついてゐたのである。伊波普猷氏等多年の努力に依り、近來郷土研究が盛んになり、県外の人々も本県の民族につきその系統言語風俗等が真剣に研究された結果、有識者の誤謬観念は稍訂正されるやうになつたが、低劣の頭の持主は今尚ほ差別観念を脱し得ない。⁽²⁰⁾

太田からすると、「民族」もしくは「種族」については、「内地も本県もその本質に於いては何も異なる所なし」ということが伊波の「日琉同祖」の研究によつてすでに学問的に証明されているのであつて、いわれない「差別観」をもつのは「頭腦の程度が低い」他府県人の知識不足に他ならないのであつた。

近世期の島津支配と「日清両属」によつて増殖してきた「事大主義」、そして文化習俗の違いから特異の目でみられることと続いてきた他府県からの「差別」という二つの問題は、「琉球処分」によつて制度上日本の一部となつたこと、そして伊波らの学問によつて「日琉同祖」であることが証明されたことによつて両方とも払拭され、活気ある沖繩社会が県内に暮らす人々によつて営まれるはずであつた。しかし、太田の眼には「琉球処分」以後の沖繩社会は、「県民相互の信頼心」がなく、「自

主独立の精神」が乏しく、「利那主義お都合主義」の傾向が強い病んだ社会に映ったのだった。

若し我が県民が廃藩置県と同時に断然その心機を転換し、明治維新の大方針に順応して、新知識の追求、新時代の建設にその精力を傾倒したならば、地方としても、地方民としても、今日の如く落伍するやうなことは、万々なかつたと思ふ。然るに我が県民はこの最も大切な時機をも察せず、十六七年の長い年月を、漫然と夢路をさまよひつゝ、食客生活の裡に過して来たのであるから、この期間に於て醸成された病毒は、今日に至るも猶ほ県の政治上にも、社会上にも、又は生活の上にも、少なからぬ禍源となつてゐる。県民相互の間に信頼心がないのも、一致協同の力が弱いのも、自主独立の精神が乏しいのも、或は利那主義お都合主義の傾向があるのも、皆この期間に於て培養された病毒の發現と見てよからう⁽²⁾

太田が振り返つて「琉球処分」をみたとき、それは、たとえ強制的な「征服」であつたとしても沖縄社会にとつてまぎれもない改革のチャンスだつた。しかしその期待に反し「琉球処分」後、意識変革によつて「奴隷根性」が解消されるばかりか、他府県人による政治的社会的支配により精神的奴隷たる「事大主義」がますますひどくなつていつたという危機感は、それだけに太田を、再々他府県人に対して「差別主義」を告発し、県民に対しては「事大主義」を棄て「自主独立の精神」を身につけることを激しい言葉で訴え続けるという言論活動に駆り立てることになつた。そして、それは時に他

府県人に馬鹿にされないように立派な日本人になることの主張へとつながり、「同化主義者」として評される側面も生みだした。

このような視点に立つて、今一度伊波の「琉球処分」は一種の奴隷解放也（22）を読み返してみると、その主眼は「琉球処分」を「奴隷解放」の契機としてバラ色に描くことであつたのではなく、むしろ「奴隷解放」は明治一二年になされたはずなのに、「それはほんの形式上のことで、大正三年の今日に至ってもなほ沖繩人は精神的には解放されていない」と訴えることであつたと読むこともできる。

本稿では詳しく論じられないが、このような「事大主義」や「奴隷精神」の克服の契機を「琉球処分」に求めようとする歴史認識は、いわゆる「ソテツ地獄」のころ経済救済論として書かれた著作にもみられる論調であり、また親泊康永が謝花昇を掘り起こし、「事大主義」の克服を課題に据えた経世論として、新たな「奴隷化」を強いている「奈良原県政」に立ち向かう「義人」として「謝花昇伝」を描いていく上での基本的な歴史認識でもあつた。（23）

大正期から昭和初期の「琉球処分」をめぐる歴史認識は、国家を絶対視すべきではないという視点からすれば、国家にからめとられる論理の中で展開していったにすぎないと言わざるを得ないし、逆に「事大主義」の克服や「奴隷精神からの解放」を評価する視点からすれば、沖繩人の自立を主張したものと評価される側面をもつていた。

Ⅲ 「復帰」と「琉球処分」

戦後の沖縄史研究は米軍による占領統治という現実のなかでスタートした。統治者たる米国民政府は、文化政策の面でも沖縄と日本との切り離しを図るため、沖縄独自の文化に対する保護、育成に重点をおき、「非日本化」²⁴、「琉球化」を促進しようとした。しかし、伊波普猷らの影響を強く受けた「沖縄学」の担い手、特に東京在住の金城朝永や比嘉春潮といった人々によって、沖縄人は日本人なのであり、沖縄はまぎれもなく日本国に帰属すべきなのであるということが繰り返し論じられた。その論旨には、沖縄人と日本人とは「同祖」であり、沖縄人は「日本民族の一分枝」であること。にもかかわらず江戸時代を通じて「日清両属」体制のもと島津氏が幕府に対して「異民族」を支配しているかのごとく見せたことで後々誤った認識が広がってしまったこと。「琉球処分」によって「上からの同化」がなされ完全に日本人と一体化したことなど、伊波普猷以来の「沖縄学」の歴史認識が貫かれていた。

「復帰」が具体的な政治日程に上がってきた一九六〇年代後半、沖縄県が『沖縄県史』、那覇市が『那覇市史』の編纂に力を注いだこともあって、新たに多くの研究者が輩出された。そのなかで、一

九六七年の一〇月から約一年間にわたり週一回の研究会をもちながら「近代史」研究をすすめた沖縄歴史研究会に集ったメンバーは、「琉球処分」を新たな視点から描きだそうとした。あまり図式化してみるのはよくないかも知れないが、伊波以来の「沖縄学」がその中心を東京に移していったのに対し、この研究会に集った面々は、ほとんどが沖縄で生まれ育ち「本土」の大学で教育を受けた沖縄在住の若い世代であった。新里恵二や安良城盛昭ら東京在住の研究者の影響を受けつつも、屋嘉比収が島袋全発について述べた言葉を借りれば、「沖縄に生まれ育ちながら、一端沖縄を離れて再び沖縄の地に戻り、地域に根差し」ながら沖縄の研究に取り組もうとした「若い学徒」たちであった。その意味で、この研究会の成果が『近代沖縄の歴史と民衆』としてまとめられたことは、戦後の沖縄歴史研究において一つの画期であった。

金城正篤は同書の「編集後記」において、研究会会員の共通の関心として、①沖縄近代の歴史を日本近代史の大きな流れの中でどう捉え、位置付けてゆくか、②歴史を基層において推動する民衆の立場から沖縄近代の歴史を照射していくこと、という二つの点をあげている。

①については、沖縄の歴史を単なる日本の一地方史として位置づけるのではなく、それ以上に沖縄の歴史を通して「日本史」への重要な提言をなしようとの姿勢であり、②については、「権力べったりの事大主義思想」でもなく「沖縄ナショナリズム」でもない「日本本土との真の統一」をめざす方向こそ「沖縄の歴史をその基底においておしすすめてきた人民大衆の指向」に合致するとの立場か

ら、民衆を歴史を動かす主体として「琉球処分」を描いていくという、沖縄における民衆史の取り組みであった。⁽²⁹⁾

沖縄歴史研究会のメンバーのひとりだった西里喜行は、一九六九年の日米共同声明を契機として開始された「歴史的転換期」に「第三、第四の琉球処分」との見方がでてきた理由、また「共同声明」以降の沖縄社会と明治の「琉球処分」時との類似性について次のように記している。

第一に、いわゆる「七二年返還」を予約した日米共同声明の公表前後から、日米間の秘密交渉にもとづく「返還協定」の作成、調印にいたる一連の政治過程は、沖縄県民の意志を全く無視したまま進行しているという点において、四半世紀前の沖縄分断を決定した「サ条約」の締結過程に比定されうるばかりでなく、一世紀も前の明治政府による権力恣意の貫徹として断行された琉球処分のプロセスとも類似するものだからである。「中略」第二の類似点は、これまでの沖縄史の転換期において、とくに顕著にみられたように、新たな歴史的転換期を経過しつつある現在の沖縄社会においても、日本本土とのかかわり方をめぐって、政治思想潮流の鋭い対立が顕在化しつつあるということである。⁽³⁰⁾

このような西里の見解は、もちろん個人差はあるだろうが、おおむね沖縄歴史研究会に集った人々

に共通した認識であったと思われる。すなわち、「沖縄県民の意志を全く無視したまま進行している」という点において、明治期の「琉球処分」とサンフランシスコ講和条約での沖縄の切り捨て、「七二年返還」の日米間の交渉は全く同様の構図を示すものであり、だからこそ「第三、第四の琉球処分」という表現が湧き出でるのは当然であった。また、「世替わり」の際に「日本本土とのかかわり方をめぐって」沖縄内部に鋭い対立が生じたという歴史は、「琉球処分」時の「開化党」「頑固党」「白党」「黒党」の対立を思い起こさせる。一九七〇年当時の「復帰」「返還」を前にした沖縄の政治・思想的潮流について西里は三つの類型を示した。

①日米共同声明にもとづく「七二返還」を「世紀の大事業」として積極的に支持し、現実の本土体制への「一体化」を政治、経済、教育、文化等あらゆる面から推進しようとする潮流

②日米共同声明にもとづく「七二返還」を、沖縄の意思を無視し、県民の要求をふみにじった日米支配層の「沖縄処分」として抗議しつつも、日本国憲法の理念にもとづく独立、平和、中立の日本への復帰、すなわち「サ条約」三条および六条の廃棄を前提とした真の民族統一（国民的統一）を志向する潮流

③「復帰」という名辞によって示される一切の「日本志向」の思想・行動を拒絶し、沖縄（人）の日本（人）に対する「差意識」を基盤とした沖縄ナショナリズムに立脚しつつ、日本からの「自

立」(＝独立)を志向する潮流⁽³⁾

ここであらためて、明治以来幾度となく叫ばれてきた「事大主義」という言葉をもとに、これらの思想的潮流について考えてみたい。明治の「琉球処分」においては、自らの存立を維持するために従い依りかかろうとする強大な勢力が清国なのかそれとも日本なのかによって激しい政治的対立が起こったが、「七二年返還」をめぐる論争では、②の「真の民族統一」を志向する立場からは①に対して「権力べったり」の事大主義であるとの批判を、③の一切の「日本志向」を拒絶する立場からは①と②に対して「国家」に取り込まれることで事大主義が助長されるのだとの批判がなされた。この類型のうち③としてまとめられた思想潮流が新川明ら「反復帰」論者のことを差しているのは明らかである。

新川明は一九七〇年に沖縄タイムス社から刊行された『沖縄と七〇年代―その思想的分析と展望』のなかで「新たな処分への文化的視座」として次のように述べている。

日本の戦後資本主義が独占体制の確立を経て帝国主義の段階に入り、その足場として「沖縄返還」が準備されている現在の時点で、国家権力が政治的・経済的な合一化と統制をともなわせながら強制してくる文化(＝意識)の画一化と中央集権化による人間性破壊に対して、どこにこれを撃ちすえる視点を求めるかとい

うことである。結論を端的にいえば、いかなる形にせよ国家権力の存在を否認しない「反権力」の視点を、すべての思想的営みの基底に据えることであるといえるだろう。「中略」わたしたちを拘束して「国家不明」のまま抑圧の状態におとしこめている元兇が、「国家」それ自体であるにもかかわらず、分断支配による「国家不明」の状態は、その元兇である「国家」を否認する方向ではなく、より強力に「国家」の拘束をうけたいと願望する方向に大衆運動を推進させてきたものである。⁽¹²⁾

新川の指摘は、反米主義に根差した「革新的」大衆運動が、「国家権力との闘争」を抜きにして「祖国復帰運動」の名のもと日本国にすりよっていくならば、沖縄の自立とは程遠く、「国家」にからめとられるかたちでの新たな事大主義を再生産するにすぎないのであり、「琉球処分」から学ぶべきことは、沖縄の「思想の自立性」を構築する必要性なのではないかということであった。そしてそのような沖縄の自立は、日本に対する「決定的」な「異質感」を基盤に持つものでなければならなかった。

いわゆる「七二年沖縄返還」が具体的な現実として明らかにしている「復帰」運動の思想的な破綻は、日本（本土）に対する決定的な「異質感」に根ざした「思想の自立性」の構築を捨象した没階級的な形式統一戦線論と、それにもとづく擬制の連帯意識がたどる必然の行程であったわけで、その意味において戦後沖縄の二十五年は、明治の「琉球処分」によって規定された近代沖縄の歴史から何一つ学ばなかつたともいい得る

状態である。³³⁾

西里喜行はこのような新川の提示する「沖繩人」の「日本人」に対する「差意識」＝「異質感」＝「異族性」については、「今日においてもかなり普遍的に存在する」と同意した上で、「差意識」に基底を置く歴史認識の問題性を次のように指摘した。

①日本が沖繩に押しつけた「差別」と「収奪」の歴史という一面のみを強調することで階級的視点が欠落し、それが結果として「歴史的に強化されてきた沖繩と日本本土の民衆の連帯と共同闘争にクサビを打ちこむ」ことになる

②階級的視点を欠くことで沖繩内部の「差別問題」をも隠蔽してしまいかねない。すなわち沖繩（人）の日本（人）に対する差意識を問題にするのであれば、沖繩内部における先島（宮古・八重山）人の沖繩本島人に対する差意識も同時に問題にしなければならぬ。³⁴⁾

これらの論争について今日の視点から階級史観の限界性をいうことは容易いが、そのような批判はあまり意味がない。むしろ近代以降の沖繩と日本の関係、そして沖繩内部の問題を考えていく上で、今なお様々な論点を提示している点に注目したい。すなわち、先ほど言及した点とも重なるが、沖繩

の抱える問題を解決しようとする際に、国家の枠内でもしくは国家に向かって「差別」を訴えていくのか、それとも「差別構造」を有している国家そのものを相対化して考えようとするのか。また、そのどちらの道を進むことが「擬制」でない「連帯」を生むことができるのか、そもそも「連帯」することは可能なのか、そして沖繩と日本との「差意識」を問題の前面に出したとき、沖繩内部が抱える問題を「隠蔽」してしまうことになるのではないか、といった問題である。

近年「理論」ないし「思想」としての「反復帰」論が注目されているが、「反復帰」論を考える時、その前提として「国政参加選挙」を控えたなかでの論争及び発言であるという側面も看過できないものと思われる。「反復帰」論は極めて思想性の高い「生き方」の問題として問いかけてきたものである。だが、矛盾した言い方になってしまいかも知れないが、それは同時に現実的な政治的闘争としての発言でもあったのである。新川と西里の「琉球処分」をめぐる議論は、「復帰」前後における「思想運動」「大衆運動」「政党的立場」「革新的立場」とは何であり、個人としてどうコミットメントしていくかという現実的な問題を浮かび上がらせている。と同時に、現実的な問題に対して「革新的立場」から近代沖繩の歴史を研究した当時の歴史研究についても、「政治の季節」の作品、「情念」が前面に出ていると切り捨てるのではなく、研究者が向き合おうとしていた「現実」と研究者の問題意識との関係性をきちんと見ていくこと。そのような姿勢が沖繩の歴史研究にはどうしても必要なので

はないだろうか。歴史を研究し記述する意味を考え続けることとも合わせて自分の課題としても持ち続けていきたい。⁽³⁵⁾

IV 「琉球処分」を問い続ける

1 「琉球処分」ということばをめぐる

「琉球処分」を現在において問い直そうとした時、屢々論題として上がるのが「処分」という表現についてである。「琉球」を一方的に「処分」したのは明治政府であるにもかかわらず、なぜ沖縄の人々が自らの歴史を描く際に「処分」という言葉を使用するのかという違和感から、「琉球処分」ということばを用いるのをやめるべきではないかという主張もみられる。⁽³⁶⁾ここでは「琉球処分」についての歴史認識に欠かせない時期区分の問題と、「処分」ということばの示す意味について関係づけながら考えてみたい。

前にも触れたとおり、戦前は「琉球処分」を表すのに「沖縄における廃藩置県」ということばを用い、一八七九（明治一二）年の松田道之琉球処分官による琉球藩の廃止と沖縄県の設置の宣言を以て断行されたとの認識が広く共有されていた。しかし、戦後の研究の進展に伴い、「琉球処分」ということばによって示される時期や事柄は広がりを見せていき、「琉球処分」を単年の捉えるのではな

く、明治政府による内政、外交の関連のなかで一連の過程として捉えようとする見方が広まっていた。

まず金城正篤は、本土における廃藩置県が中央集権的な国内統一という内政問題として処理されたのに対し、沖縄の廃藩置県は清国との外交問題に発展する契機をはらんでいたことから、内政問題と外交問題の「結節点」に位置するとして、次のように「琉球処分」の時期を捉えた。

「琉球処分」という明治政府の対沖縄措置は、明治十二年の「廃藩置県」の時点に限定するのではなく、もうすこし時間を前後にとつて、明治政府内で「琉球問題」が政治日程にはさまれ、つづいて具体的な措置として「琉球藩」が設置される一八七二年（明治五）年を始期とし、一八七九（明治十二年）の「廃藩置県」をへて、翌一八八〇年（明治十三年）の「分島問題」の発生とその挫折を終期とする、前後はほ一〇年間を「琉球処分」の時期と考えるべきであろう。³⁷

また我部政男も同様に、明治政府のかかえていた国際、国内のさまざまな課題、国内政治における権力闘争などの相互関連を考慮に入れなければならないとの視点にたつて、「琉球処分期」とは、明治政権が沖縄地域を近代日本国家に統合してゆく一連の政治過程の流れを称し、一八七二（明治五）

年の琉球藩の設置に始まり、一八八一年の明治一四年政変にいたる、十年間前後を「琉球処分期」として設定することができるとの見解を示した。³⁸⁾

さらに西里喜行は、「琉球処分」をより長い期間として捉え、明治政府が「国境確定の論理」のもと、琉球の所屬問題をどのように「処分」していったかという視点から、一八七二年の「琉球建藩」前後から、一八八一年三月に「分島改約」条約案が事実上廃案となった後も日清両政府が「条約締結の可能性を執拗に模索するけれども、終に成功するには至らなかった」として一八八五年三月までの時期を五つの段階に区分して論じた。³⁸⁾

このように「琉球処分」の時期区分は、「琉球処分」＝廃藩置県とする見方から徐々に一九七二（明治五）年を始点とした十年～十五年間程の幅があるものとして捉えるべきだとの見方が定着していった。これは明治政府が「琉球処分」を断行したことによって、「琉球」が「沖繩」として日本国家の「一員」となったとする限定的な視点から脱し、明治政府が「琉球処分」という一連の過程を通じて、領土画定問題、外交問題との関連の中で「琉球」をどう処遇しようとしたか、「琉球」はなぜ「処分」され明治国家に組み込まれなければならなかったのか、ということを説明していこうという問題意識が強くなっていった頭れであった。

「琉球処分」研究の主眼が、明治政府の政治的な意図を解明することにおかれていたなかで、森宣

雄は「琉球は『処分』されたか」という論稿において新たな問題提起をなし、「廃琉置県」「琉球併合」という二つの用語をもって琉球が日本国家に強制的に組み込まれていく過程を次のように二段階に分けて整理した。

① 日本政府が琉球王国を廃して国家の枠内に行政上組み込むためにおこなった、琉球建藩から廃藩置県までの〈廃琉置県過程〉

② この行政処分による占領統治状態の開始をへて、最終的に琉球の政治権力が日本国家への参入を受け容れ、相互的に琉球の併合が完成されるまでの〈琉球併合過程〉

そしてこれまで「琉球処分」ということばを使ってこの「一連の政治過程」を論じてきた事に対する問題提起を次のようにおこなった。

従来の「琉球処分」の歴史像は、権力批判の意味を込めて処分という言葉を用いてきた。だが実際には為政者の言葉を不用意に拡大解釈して用いることで、意に反して為政者の望む歴史認識の枠の中に囚われてきたといえる。たしかに国家史の視座からは琉球は処分されたし、琉球人はその消滅まで処分され続ける。しかしこれを直視することと、琉球人を国家と国民に対する犯罪者として規定する中で作動してきた暴力を抹消する歴史叙述に落ち込むことは別である。すなわち置県後の日本政府と琉球政界の抗争は、一国家の国家権力による国民統合過程に生じた国内の叛乱と処分だったとするのではなく、国家形成の過程に展現した

帝国主義と、それによって遂行される国民統合をめぐる抗争として捉えられるべきである。⁽⁴⁰⁾

森は、「琉球処分」ということばを用いれば「国内の叛乱」に対する「処分」という「為政者の望む歴史認識の枠の中に囚われて」しまうことになりかねないのであつて、それを避けるためにこの「一連の政治過程」を「日本政府と琉球政界」との対等な「抗争」として捉えるべきだと論じた。

このような森の提起に対して西里喜行は、「抑も『固有の意味での琉球処分』を、内政・外交の政治的処分としてではなく、単なる日本国内の行政処分として理解した（している）のは為政者なのであろうか、それとも森なのであろうか。」との疑問を投げかけている。確かにこの記述を見る限りにおいては「犯罪者として規定」したり「国内の叛乱と処分」と捉えている主体は判然としないが、いずれにしても、森の「処分」ということばの捉え方は、「強圧的な支配の論理」に基づく負のイメージを最も強く打ち出したものであつたということができる。

一方、「処分」ということばについて川畑恵は、国立国会図書館憲政資料室や防衛省防衛研究所などに「蕃地処分」や「台蕃処分」など一八七四年の台湾出兵に関する史料が多く所蔵されていることを紹介しつつ、次のように述べている。

「処分」というのは、日本本土以外のいわゆる「外地」に対する措置で、「内地」との差別的な意味合いを持つもののことを言うのか、とも思いますが、必ずしもそうとは言いません。例えば秩禄処分。「中略」
 「処分」というのは、政府の政策遂行を示す呼称なのでしょう。ならば琉球に対する併合措置は「琉球処分」。「中略」琉球を内地化することを琉球処分と呼んでいたのでしょうか。⁴²

川畑の試みは、「処分」ということばを政府の使用する政治・行政用語として理解し、他の使用例との比較の中から「琉球処分」の意味合いをあらためて検討しようというものである。

そこで、そもそも「処分」ということばの国語辞書上での意味について確認する作業から始めてみたい。明治期に刊行された辞書類にはおしなべて「取り計ふ事」と記述されているが、宮内省が編纂した『日本大辞林』には「さだめ、さばき、とりきめ、かたく、ちぎよう」とある。⁴³これに対し、現在刊行されている『日本国語大辞典』には「物事の扱い方について取り決めること。また、それに従って取り扱い、きまりをつけること。処理。」「規則・規約を破った者を罰すること。処罰。」「適宜に始末すること。」「行政機関が法令に基づいて権利を設定し、義務を命じ、その他法律上の効果を生じさせる行為。」などの説明が並んでいる。⁴⁴このようにあらためて辞書的な意味に立ち返ってみると、「処分」ということばから想起されるイメージは、処罰するという含意があるのか、それとも単に具体的な行政権の行使のことと捉えるのかで大きく変わってくる。

明治政府がどのような意味合いで「処分」ということばを使用したのかは、川畑が指摘するように他の使用例ともあわせて検討していかなければ判らない。しかし、その後のことばの受けとめ方の問題として、戦後の「琉球処分」研究のなかでは「処分」ということばに「支配者の論理」と沖繩が「処分される」という、先ほどの国語辞書的に言えば「処罰」や「始末」といった意味からくるマイナスイメージが再生されながら歴史像が創られてきたことは確かであろう。

「琉球処分」ということばをめぐっては、現在でも一方的に「処分される」沖繩の姿を表すものとして反発する見方と、反対に権力に対する批判の意味を込めてあえて使用すべきだとの見方の双方がみられる。いずれの見方も、沖繩が現在でも「処分」され続けている状況にあることからくる抑圧された感情の顕れと言えるだろう。

伊佐眞一によれば、「沖繩がみずから『した』のではなくて、外部から取引材料として強制的にモノ化『された』と感じるときに、明治の近代国家の中へ武力で併合された大事件が、われわれにそのときどきの歴史認識に一致して、『第二の』『第三の』という形容をつけることになる。だから琉球処分は決して過去の出来事ではなく、現状認識として重ね合わせるシンボリック性を持っている」⁴⁵という。沖繩が、日清のそして日米の間での「取引材料として強制的にモノ化」され続ける限り、「琉球処分」ということばは、比屋根照夫が言うように「歴史家の定義を超えて、沖繩の人の中に定着した

抑圧への象徴的な言葉」として叫び続けられることになるのだろう。

2 「主体」としての「琉球」

一九九〇年代に入ると、琉球・沖縄の歴史を東アジア史のなかで捉えようとする傾向が強まり、琉球関係、薩琉関係史の研究が進展した。それに伴い関連史料もこれまでの文献に加え、『歴代宝案』『琉球王国評定所文書』の刊行が開始され、研究者の国際的な学術交流の場も開かれていった。⁴⁷ このような一連の動向に中心的な役割を果たしてきた西里喜行は、一九九〇年以降に発表した論稿をもとに二〇〇五年、『清末中琉日関係史の研究』という大著をまとめた。この著書は、清末の中琉日関係史における琉球所属問題に琉球の「主権」という視点からアプローチし、「琉球処分」の再定義を試みたものである。

西里は琉球の「主権」を問題の中心に据えて所属問題としての「琉球処分」を捉え、琉球所属問題に直接関わった日中だけでなく、英米仏も琉球の「自己決定権」への「干渉者」として間接的に関わった国として視野に入れ、東アジア国際秩序再編期における琉球の「主権」に対する国際的な「干渉行為」として「琉球処分」を描き出した。また、そのような視野の広がりから、必然的に「琉球処分」の時期はより長いスパンで考えられることとなり、従来の一八七二（明治五）年から日清戦争までの時期を「狭義の琉球処分」とし、これに対して「アヘン戦争から日清戦争までの半世紀にわたる

東アジアの国際秩序の再編過程での、いわゆる琉球所属問題の決定プロセス」を「広義の琉球処分」と区別して定義した。⁽⁴⁸⁾

そして、「日本側（幕府・薩摩・明治政府）の琉球『所属』問題への関わり方」については、「日本側当局はこの時期全体を通じて一貫した原則的方針を堅持することなく、内外の歴史的状況の変化に対応して」、①琉球分離策→②琉球併合策→③琉球分割策→④琉球問題不再議策と、方針転換を繰り返している」と指摘した。このように繰り返される日本側の方針転換の背景には、「国益（安全保障や経済利権）を獲得するための手段として『所属』問題を位置づけるという姿勢が一本の赤い糸のように貫いており、いわゆる民族統一の視点などは存在しなかったことに注目すべきであろう。」⁽⁴⁹⁾と結論を出している。

先に述べたように、西里は一九七〇年代当時、「琉球処分」を「真の民族統一」を志向する立場から論じ、そのようにして描かれた歴史像に「否」をつきつける「反復帰」論に批判的であった。しかし、当時から取り組まれていた「沖縄差別」とは何か、という課題を「沖縄に根差し」て追究し続け、史料の整備と緻密な史料分析を積み重ねて到達した一つの答えが、明治政府にとっての「琉球」はあくまで国益獲得のための「手段」に過ぎず、「いわゆる民族統一の視点」などは存在するべくもなかったという「琉球処分」にみられる国家の冷酷な論理であったのだろう。

最近の「琉球処分」期の研究テーマの中心は、西里が研究の先鞭をつけた清国への亡命琉球人（いわゆる「脱清人」）による「琉球救国運動」になっているかにみえる。⁵⁰

「琉球処分」から百三十年以上が経過した今日において「琉球救国運動」をどう評価するのか、『琉球新報』誌上に「琉球処分を問う」という共通テーマの論考が連載され、同社主催による座談会（「琉球処分一三〇年を問う」）が開かれ、意見がかわされた。そのなかで比屋根照夫は、「当時の琉球人には非常に強烈な社稷意識、国家意識みたいなもの」があり、「琉球士族の脱清行動」は「国家、社稷を護持する志士仁人の意識」の表れとしてそこに「強烈な琉球人意識を見ることができるとはいかないか」と指摘した。⁵¹

一方、同連載の中で西里は、「琉球救国運動」が琉球分割条約の締結を阻止し、琉球の「歴史的一体性」を保持したという点においてその歴史的意義を高く評価しつつも、「救国運動」の歴史的限界について次のように述べた。

身分制社会の中の支配層と民衆の乖離がナショナリズムの結集を妨げ、琉球社会の各階層が全民族的な危機意識を共有する段階にまでは至らなかった。それ故に、民衆的ナショナリズムを基盤として新たな国家構想を提起することもできなかった。⁵²

このような「琉球ナショナリズムの脆弱性」の問題は、伊佐眞一の次のような指摘につながる。

謝花が「世替り」に求めたもの、それは圧倒的多数の、骨の髄まで徹底的に搾り取られ、狭い土地に縛りつけられた農民の解放であって、尚家などの士族層や国家の存亡ではなかった。そもそも「社稷」という感覚は一部支配層に限定されたもので、謝花にその観念が身につくことは終生弱かった。⁵³

「復帰」をめぐる議論のなかで「琉球ナショナリズム」は、「本土」民衆との「連帯」を主張する立場から、「本土」との「真の民族統一」を疎外するものとして批判の対象とされていた。しかし、近年の「琉球救国運動」や「脱清人」についての評価をみていくと、比屋根や西里のように、「琉球国」という「社稷」を守ろうとした「強烈な琉球人意識」は好意的に評価され、「民衆的ナショナリズム」は結集されるべきものだったと論じられる傾向にある。一方で西里や伊佐が指摘する通り、「琉球処分」当時の沖縄社会の支配層と民衆は「乖離」しており、いわゆる「島ぐるみ」的な「沖縄ナショナリズム」が存在していたわけではない。この点はこれまでの「琉球処分」論においても論じられてきていることで誰しも否定はしないであろう。にもかかわらず、「脱清人」「救国運動」の行動を積極的に評価しようという論調がさかんになってきているのは、現在沖縄がおかれている政治状況のなかで、まさに日本という国家につきつける「沖縄」としての固有の論理が要請されており、その基盤と

なる歴史認識が求められているからなのではないだろうか。

3 「未完の課題」としての「琉球処分」

最後にあらためて、「琉球処分の歴史的意義をどう評価するか」という問題に立ち返って考えてみたい。金城正篤はかつて『琉球処分論』のなかでこの問題について、①民族統一の問題―琉球処分は民族統一という側面をもっていたかどうか ②民族解放の問題―琉球処分は農民を解放したかどうか、という二つの側面を提示した。⁵⁴

このような論の立て方は、三十年を経た現在では受け入れ難い面もあるかも知れない。しかし、「民族統一」や「民族解放」という問題を今日的な視角から読み直していくと、「琉球処分」像に新たな面が開けてくるのではないかと思われる。

まず①の「民族統一」の問題については、沖縄と日本は「同一」であるという前提に立ち「琉球処分」を歴史の必然だったとみる思考に縛られずに捉え直してみるという観点である。この点に関しては、伊佐真一による「起源論や源流史がつねに中心的な課題としてあって、たえずヤマトと『同じ』かどうか、『同祖』かどうかに目がいく」傾向の強かった「沖縄学」の思考を解きほぐし、「もつと多様な回路をしつらえるような思考が切実に求められているのではないか」という指摘や、「近世から近代を、必然的に日本になっていく過程」とらえず、琉球が独自に作った社会なり国家なりのあり方

が、いかに近代において転換していくかを考えることが重要だ」という豊見山和行の指摘が貴重な示唆を与えてくれる。「沖繩と日本本土とが、人種・言語その他の面で同一の系統に属し、早晚、両社会が民族的に結合することを歴史的必然と見る」歴史認識を発想の前提にすること自体を再考する時にきているという感がする。

また②の「民族解放」＝「農民の解放」については、昨今の近世史研究の進展によりこれまで描かれていたのとは異なる琉球近世史像が明らかになってきたこと、また今後、農民層の生活の実態などがより明らかにされていくことによって、実際に民衆が「琉球処分」によってどのような影響を受けたのか解明の道筋が見えてくるかも知れない。これは、明治以降の「旧慣温存」政策をどう評価するかということとあわせて検討すべき課題である。

金城の『琉球処分』は、「琉球処分一〇〇年」を前にして当時沖繩タイムス社社員であった新川明の企画により刊行された。⁵⁷「琉球処分」はその後の約百年間の沖繩の歴史においてどのようなものとして存在したのか、金城は次のように記した。

「琉球処分」に関していえば、それにつづく「旧慣」温存、ソテツ地獄、沖繩戦の体験、それに戦後体験、等々、私たちにとっては幾重にも重層し、屈折した歴史の深みから、「琉球処分」を突き差し、「教訓」を引

き出してゆかなければならない。「中略」その意味において、琉球処分論は「未完」の課題として、私たちの前に厳存するし、今後に引きつがれる。⁵⁸⁾

「琉球処分一〇〇年」からさらに三十年がたった今、「琉球処分を突き差す」意味は時代によって変化していつても、「琉球処分」を問いつける意義は金城の指摘通り「未完」の課題として今後につき継がれていく。

おわりに

本稿では、いくつかの「琉球処分」に関する論考を取り上げながら、時代とともに移り行く「琉球処分」をめぐる歴史認識についてみてきた。今後も「琉球処分」が沖縄の歴史を考える上での重要な「未完」の課題であるとすれば、どのようなアプローチが有効だろうか。このことを考える時、屋嘉比収が近代日本国家と沖縄との関係を論じた際に指摘した「両義性」という見方は、大変有効な座標軸になりうる。

屋嘉比は、近代以降の沖縄人が「日本帝国臣民でありながら、同時に近代日本国家の中で抑圧された沖縄人でもあるという、両義的位置」におかれたことで、常に「二重意識」を持つ存在としてあ

り、沖縄の統治政策は、「一方で沖縄に近代化や文明化としての『解放』をもたらした側面もあつたが、他方で沖縄の歴史や文化に対して差別的偏見に基づく『抑圧』の歴史」でもあつたとしている。⁵⁹「琉球処分」はまさに、近代化、文明化、日本化の名のもと「頑迷固陋」と称された旧体制からの「解放」の側面があつたが、同時にそれは沖縄の歴史や伝統文化に対する「差別」「偏見」を伴い、強圧的な政策により「同化」を迫ってくる「抑圧」の面も強くあつた。

そしてこの「両義性」や「二重意識」は、現在もなお沖縄に影を落とし続けているという意味において、「琉球処分」の論者自身が、「解放」の側面を享受した・享受したい・享受すべきという立場から論じているのか、それとも「抑圧」に対する抵抗、怒りを表す立場から論じているのかによって描かれる「琉球処分」像は変わってくる。逆に、読者がどちらの意識をもって「琉球処分」を読むかによってもまた捉えられる歴史像は違ってくる。いいかえれば、「琉球処分」当時に沖縄社会にもたらされた「解放」と「抑圧」の「両義性」、そしてその後の歴史的過程のなかで、「琉球処分」を描く側、読みとる側がもつ「両義性」と扱ってたつ立場、それらがどのように相互に作用しているかをみることによって、別の視点から「琉球処分」を問い直すことが出来るのではないだろうか。

最後にこの点について、大城立裕の『小説 琉球処分』を例に考えてみたい。いうまでもなく、一九五九年に連載が開始されたこの作品は小説として描かれたものであり、他の研究書や通史の類と同

列に論じるべきものではない。しかしここであえて取り上げるのは、本稿の「はじめに」で述べたような現在の政治状況のなかで、この小説が大変多くの人々に読まれている事実があり、読者の「琉球処分」についての歴史認識に少なからず影響を与えるものだからである。

大城によると、『小説 琉球処分』執筆の際に、下村富士男編『明治文化資料叢書』に収録された「琉球処分」を読んで、日本と沖縄の「文化的基礎が違いすぎることをつよく感じた」という。特に琉球処分官たる「松田と王府高官たちとのやりとり」のあいだにそのことを感じとり、松田を「近代のドラスティックな能吏のはしり」として登場させた一方で、「相手の王府高官たちは、まったく前近代の典型」として描いたという。⁶⁰

このことは前に述べた波平恒男や森宜雄による先行研究に対する問題提起にも通じるのだが、書き手が政府の記録に無批判に依りかれば、明治政府＝近代化、王府＝前近代的で遅れた存在として対照的にみえてしまうのは当然であり、その点に無自覚なまま描かれた「琉球処分」像は、畢竟そのような構図を読者に提供することになる。

しかしそれより根深い問題は、「復帰」当時、沖縄返還路線を敷く作業をしていた日本政府官僚の間で『小説 琉球処分』が沖縄理解のためのテキストとされ、政府官僚たちが、琉球政府の役人は「琉球処分」当時の王府役人と変わりがないという感想を持ったらしいと大城が記していることである。そして最近でも、二〇一〇年に同書の文庫版が発売された際に、当時内閣総理大臣であった菅直

人が、「数日前から『琉球処分』という本を読んでいるが、沖縄の歴史を私なりに理解を深めていこうとも思っている」と語ったとして、その文言を宣伝文句として印刷した帯を付けて書店に並べられていた。大城はおそらく「琉球処分」によって「解放」され文明化されるべき琉球人が、そうはならず「頑迷固陋」な態度でのらりくらりと明治政府役人に対応する様を自戒を込めて描いたのである。しかし、沖縄人にとって何度も繰り返される強圧的な「処分」は、「処分」する側からみると、「処分」しても何度も何度も煮え切らない態度で抵抗を繰り返す「文化の違う」「遅れた琉球人」としか映らない、のかも知れない。

文庫版の解説をうけもった佐藤優は次のように述べている。

抵抗を繰り返すうちに、沖縄の人々の間に、かつて自らの国家であった琉球王国が存在し、それがヤマト（沖縄以外の日本）によって、力によって滅ばされたという記憶がよみがえってくる。そうなると日本の国家統合が内側から崩れだす。この過程が始まっていることに気づいている東京の政治エリートがほとんどいないことが、現下日本の悲劇である。いまわれわれが直面している危機を認識するために、本書がひとりでも多くの人の手に取られることを望む。⁽⁶⁾

またもや抵抗を繰り返す「沖繩の人々」。そのことで「日本の国家統合が内側から崩れだす」と佐藤は警鐘を鳴らしている。「現下日本の悲劇」とは誰にとつての悲劇なのか？ 危機に直面している「われわれ」とは一体誰なのか？ 「琉球処分」が未完の課題たるゆえんである。

【註】

(1) 二〇一〇年五月二九日、沖繩大学でおこなわれたシンポジウムにおける屋嘉比の発言。『アジアのなかで沖繩現代史を問い直す』（沖繩大学地域研究所ブックレット11）（二〇一一年一月）四七頁。

(2) 『明治文化資料叢書第四巻 外交編』風間書房（一九六二年）三頁～七頁。

(3) 下村富士男「外交編 解題」『明治文化資料叢書第四巻 外交編』風間書房（一九六二年）三頁。

(4) のち、州立ハワイ大学宝玲叢刊委員会監修『宝玲叢刊第二集 琉球所屬問題関係資料 第六・七巻』（一九八〇年、本邦書籍）に復刻所収された。厳密にいうと風間書房版と本邦書籍版の底本の異同の確認など検討すべき点がある。

(5) 一九七〇年刊行の『沖繩県史第二巻 政治』、一九七四年刊行の『那覇市史 通史篇二（近代史）』、一九七六年刊行の『沖繩県史第一巻 通史』の目次には「琉球処分」の語が並んでいる。執筆者は金城正篤、田港朝昭、西里喜行の各氏であった。

(6) 『琉球見聞録』刊行をめぐる事情や喜舎場朝賢の生涯などについては、波平恒男「喜舎場朝賢と『琉球見聞

- 録】『政策科学・国際関係論集四号』琉球大学（二〇〇一年）に詳しい。
- (7) 比嘉春潮「喜舎場朝賢翁とその著書」喜舎場朝賢『琉球見聞録』至言社（一九七七年）三頁。
- (8) 下村富士男「外交編 解題」『明治文化資料叢書第四卷 外交編』風間書房（一九六二年）一〇頁。
- (9) 波平恒男「喜舎場朝賢と『琉球見聞録』」『政策科学・国際関係論集四号』琉球大学（二〇〇一年）三頁。
- (10) 波平恒男「琉球処分の歴史的過程・再考―『琉球藩処分』の本格化から『廃琉置県』へ―」『政策科学・国際関係論集 一二号』琉球大学（二〇一〇年）三頁。
- (11) 伊波普猷「序に代へて―琉球処分は一種の奴隷解放なり」（喜舎場朝賢『琉球見聞録』至言社、一九七七年）五頁。
- (12) 波平恒男「琉球処分の歴史的過程・再考―『琉球藩処分』の本格化から『廃琉置県』へ―」『政策科学・国際関係論集 一二号』琉球大学（二〇一〇年）一〇頁。
- (13) 伊波普猷「序に代へて―琉球処分は一種の奴隷解放なり」（喜舎場朝賢『琉球見聞録』至言社、一九七七年）三頁。
- (14) 豊見山和行「新たな琉球・沖縄史像の模索―日本の時代史18 琉球・沖縄の世界」吉川弘文館（二〇〇三年）四八頁。
- (15) 太田朝敷「女子教育と沖縄県」『琉球教育』第五号（明治三三年一〇月二八日）（『太田朝敷選集 中巻』第一書房、一九九五年）五八頁。

- (16) 比屋根照夫・伊佐眞一編『太田朝敷選集』(上中下) 琉球新報社(一九九三年・一九九五年・一九九六年)、石田正治『沖繩の言論人太田朝敷―その愛郷主義とナショナリズム』彩流社(二〇〇一年) 参照。
- (17) 太田朝敷『通俗政談』『琉球新報』大正二年三月二三日(『太田朝敷選集 上巻』第一書房、一九九三年) 三三七頁。
- (18) 同前三三九頁。
- (19) 太田朝敷『沖繩県政五十年』(一九三二年)(『太田朝敷選集 上巻』第一書房、一九九三年) 三頁。
- (20) 太田朝敷『沖繩県政五十年』(一九三二年)(『太田朝敷選集 上巻』第一書房、一九九三年) 一五三頁、アイヌに対する太田の見識についての問題点に関しては、比屋根照夫「解説 同化論の成立と展開」『太田朝敷選集 中巻』第一書房(一九九五年) 五〇〇頁参照。
- (21) 太田朝敷『沖繩県政五十年』(一九三二年)(『太田朝敷選集 上巻』第一書房、一九九三年) 一四八頁。
- (22) 伊波普猷「序に代へて―琉球処分は一種の奴隷解放なり」(喜舎場朝賢『琉球見聞録』至言社、一九七七年) 六頁。
- (23) 親泊康永『義人謝花昇伝』新興社(一九三五年) 参照。この点に関して私は、二〇〇六年九月にヴェネチアで開かれた沖繩研究国際シンポジウムにおいて「社会改良運動と『義人謝花昇伝』』というタイトルにて報告した。
- (24) 鹿野政直『鹿野政直思想史論集第三巻 沖繩I占領下を生きる』岩波書店(二〇〇八年) 六二頁。

- (25) 戦後の「復帰」を求める動きの中では「民族統一」の課題と重ね合わせるかたちで「琉球処分」が論じられるようになる。早い段階で民族統一論として「琉球処分」論を描こうとしたのは新里恵二であった。新里は「琉球処分」を「上からの他律的な民族統一」と述べ、「復帰」をめぐる革新勢力の本土との連帯こそ再び「民族統一」を達成する方法であると説いた。
- (26) 屋嘉比収『近代沖縄』の知識人——島袋全発の軌跡』吉川弘文館（二〇一〇年）一九八頁。
- (27) 金城の「編集後記」によると、当時彼らの活動は「左翼冒険主義」だと誹謗をあげられたそうだが、自分たちの研究会は「ある種のイデオロギーにもとづいてつくられたものではない」との反論を記している。
- (28) 金城正篤「編集後記」『近代沖縄の歴史と民衆——沖縄歴史研究別冊』沖縄歴史研究会（一九七〇年）二七七頁。
- (29) 例えば、当時歴史研究の大きなテーマであった「明治百年」について、ともすると明治期が勢いのある美しき時代として描かれるのに対し、すくなくとも沖縄からみた場合、「明治百年」は困苦にみちた時代でしかなかったのであり、明治以降の「捨て石」「拠点」「抵当物」としてしか沖縄を見ず、さらに戦後施政権分離と米軍による支配をそのままにするという形で切り捨てられてきた。このように沖縄を処遇する「論理」こそ「日本史」の「明治百年」に一貫してきものだと糾弾の意味を込めた論が展開された。（『共同研究の意義——むすびにかえて』『近代沖縄の歴史と民衆——沖縄歴史研究別冊』沖縄歴史研究会、一九七〇年、二七六頁）。

(30) 西里喜行「近代沖縄の課題と『差別問題』」『文化評論』一一二号（一九七一年九月）（のち、『論集・沖縄

近代史―沖繩差別とは何か』沖繩時事出版、一九八一年所収）一四七頁。

(31) 同前一四八頁。

(32) 新川明『反国家の兇区』現代評論社（一九七一年）二二五頁。

(33) 同前三二二頁。

(34) 西里喜行「近代沖繩の課題と『差別問題』」『文化評論』二二二号（一九七一年九月）（のち、『論集・沖繩近代史―沖繩差別とは何か』沖繩時事出版、一九八一年所収）一五一頁。

(35) この課題は私にとって、いわゆる「沖繩イニシアティブ」論をどう捉えるかというテーマと通底した問いを含んでいる。高良倉吉は、「沖繩の自己」検証―鼎談・「情念」から「論理」へ」（ひるぎ社、一九九八年）や『沖繩イニシアティブ―沖繩発・知的戦略』（ひるぎ社、二〇〇〇年）において、「歴史問題」、「歴史認識」について論じ、「情念」に流されず現実問題に「論理」的に向きあうことの必要性を説いている。このような姿勢は、かつて高良が述べていた「沖繩を見つめる方法としての歴史と、沖繩歴史そのものに自由な市民権を与える」（『沖繩歴史論序説』三一書房、一九八〇年、四頁）という二つの視点が交錯した一つの帰結なのだろうか、この点についても問いを立てていきたい。

(36) 「座談会『琉球処分』の意味とは」（赤嶺守発言、『沖繩タイムス』二〇〇九年一月八日）。「座談会『琉球処分』一三〇年を問う」（比屋根照夫発言、『琉球処分』を問う）琉球新報社、二〇一一年）。

(37) 金城正篤『琉球処分論』沖繩タイムス社（一九七八年）一一頁。

- (38) 我部政男「琉球から沖縄へ」『岩波講座日本通史第二六巻 近代Ⅰ』岩波書店（一九九四年）一四三頁。
- (39) 西里喜行「琉球処分と樺太・千島交換条約」（『アジアのなかの日本史 IV 地域と民族（エトノス）』東京大学出版会、一九九二年）一八一頁。
- (40) 森宣雄「琉球は『処分』されたか―近代琉球対外関係史の再考」（『歴史評論』六〇三号、二〇〇〇年七月）四五・五六頁。
- (41) 西里喜行『清末中琉日関係史の研究』京都大学学術出版会（二〇〇五年）八〇〇頁。
- (42) 川畑恵「琉球処分研究を振り返る―一九五〇年代～七〇年代を中心に」（『沖縄研究ノート 一八』宮城学院女子大学キリスト教文化研究所、二〇〇九年三月）二頁。
- (43) 大槻文彦編『言海』（明治三二年）、山田武太郎編『日本大辞書』（明治二六年）、物集高見纂『日本大辞林』（宮内省（明治二七年）、藤井乙男・草野清民編『帝国大辞典』三省堂（明治二九年）、林甕臣編『日本大辞林』三省堂（明治三〇年）参照。
- (44) 『日本国語大辞典（第二版）』小学館（二〇〇一年）。
- (45) 座談会「『琉球処分』の意味とは」（伊佐眞一発言、『沖縄タイムス』二〇〇九年一月八日）。
- (46) 『琉球処分』を問う』琉球新報社（二〇〇一年）一五三頁。
- (47) 西里喜行『清末中琉日関係史の研究』京都大学学術出版会（二〇〇五年）八〇四頁。
- (48) 『琉球処分』を問う』琉球新報社（二〇〇一年）一五六頁。

- (49) 西里喜行『清末中琉日関係史の研究』京都大学学術出版会（二〇〇五年）七八〇・七九七・七九八頁。
- (50) 後田多教『琉球救国運動―抗日の思想と行動』出版舎Mugen（二〇一〇年）参照。
- (51) 『琉球処分』を問う』琉球新報社（二〇一一年）一六二頁。
- (52) 同前三二頁。
- (53) 同前一三二頁。
- (54) 金城正篤『琉球処分論』沖縄タイムス社（一九七八年）八頁。
- (55) 座談会「四〇〇年解きほぐす思考を」（伊佐眞一発言、『沖縄タイムス』二〇〇九年一月一三日）。
- (56) 座談会「日中緩衝地帯の琉球」（豊見山和行発言、『沖縄タイムス』二〇〇九年一月七日）。
- (57) この点について金城は次のようにのべている。「新川氏は人も知る『反復婦』論の熱烈な論客である。そういう新川氏が、私などの『処分』論を『選書』に加えるのには、私などのはかり知らない深慮遠謀があるにちがいない、と半分冗談（半分本気）に疑ったりもしてみた。」（金城正篤『琉球処分論』沖縄タイムス社、一九七八年）三四八頁。
- (58) 金城正篤『琉球処分論』沖縄タイムス社（一九七八年）三四九頁。
- (59) 屋嘉比呷（『近代沖縄』の知識人 島袋全発の軌跡）吉川弘文館（二〇一〇年）一九四頁。
- (60) 大城立裕『小説 琉球処分（下）』講談社文庫（二〇一一年）六刷 五〇八頁。
- (61) 佐藤優『解説』（『小説 琉球処分（下）』講談社文庫、二〇一一年）六刷 五一七頁。